

## 令和6年第4回砂川市議会定例会

令和6年12月10日（火曜日）第2号

### ○議事日程

#### 開議宣告

日程第 1 議案第 3号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和6年度砂川市病院事業会計補正予算

日程第 2 一般質問

#### 延会宣告

### ○本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 3号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和6年度砂川市病院事業会計補正予算

日程第 2 一般質問

高 田 浩 子 君

沢 田 広 志 君

辻 勲 君

### ○出席議員（13名）

議 長 多比良 和 伸 君

議 員 是 枝 貴 裕 君

伊 藤 俊 喜 君

高 田 浩 子 君

中 道 博 武 君

沢 田 広 志 君

辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君

議 員 石 田 健 太 君

山 下 克 己 君

鈴 木 伸 之 君

水 島 美 喜 子 君

武 田 真 君

### ○欠席議員（0名）

### ○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	飯澤明彦
砂川市教育委員会教育長	高橋豊
砂川市監査委員	中村一久
砂川市選挙管理委員会委員長	千葉美由紀
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	井上守
病院事業管理者	平林高之
総務部長兼会計管理者	板垣喬博
総務部審議監	安原雄二
市民部長	堀田一茂
保健福祉部長	安田貢
経済部長	野田勉
経済部審議監	畠山秀樹
建設部長	斉藤隆史
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	為国泰朗
総務課長	岩間賢一郎
政策調整課長	三橋真樹

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	東正人
指導参事	堤雅宏
教育委員会技監	徳永敏宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	川端幸人
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	板垣喬博
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	野田勉
-----------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	為国修一
事務局次長	安武浩美
事務局係長	野荒邦広
事務局係長	佐々木健児

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第3号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 令和6年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第1、議案第3号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和6年度砂川市病院事業会計補正予算の3件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 武田 真君 (登壇) おはようございます。予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

12月9日に委員会を開催し、委員長に私武田、副委員長に是枝貴裕委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第3号、議案第1号及び第2号の一般会計、事業会計補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 多比良和伸君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号、議案第1号及び第2号を一括採決します。

本案を予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は8名であります。

順次発言を許します。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） 皆さん、こんにちは。これより通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1つ目といたしまして、義務教育学校の制服・ジャージ購入に対する支援についてであります。現在砂川中学校では、生徒が着用する制服・ジャージは指定されています。令和8年4月の義務教育学校開校に併せて新たな制服とジャージが導入される予定であり、小中学校統合準備委員会においてどのような制服・ジャージに決まるのか、待ち遠しく思っている子供たちも多いと思います。一方、制服・ジャージの変更に伴い、兄弟姉妹間のお下がりや知友人からの譲受けなどができなくなりますので、保護者の金銭的負担を軽減する対応が必要になると思います。特にジャージについては、コロナ禍以降、全国的にもジャージ登校を認める学校が増えたと聞いており、砂川中学校においてもジャージ姿で登下校する生徒を多く見かけます。また、ジャージは部活動でも着用することが多いため、洗濯時の着替えとして、また摩耗劣化による買換えなど、複数購入する場合もあると考えられます。そこで、以下の点について伺います。

まず、（1）といたしまして、小中学校統合準備委員会で進められてきた制服・ジャージの製作に係る取組の内容についてであります。

そして、（2）といたしまして、石山中学校と砂川中学校が統合した際の制服・ジャージ購入に対する支援についてであります。

（3）といたしまして、制服・ジャージ購入の負担を軽減する考え方についてであります。

以上、一般質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君（登壇） それでは、私から大きな1、義務教育学校の制服・ジャージ購入に対する支援についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）砂川中学校統合準備委員会で進められてきた制服・ジャージの製作に係る取組の内容についてありますが、義務教育学校の制服・ジャージ等の指定用品につきましては、令和4年6月開催の第2回準備委員会から、指定品導入による価格設定などを念頭に置き、具体的な協議を進めてまいりました。同年11月には児童生徒、保護者へ義務教育学校の制服等に関するアンケート調査を実施し、この調査結果を踏まえ、制服とジャージを指定すること、制服はブレザータイプとし、令和8年4月より中学1年生に当た

る7年生から着用することなどの基本的事項を決めております。また、本年3月には統合準備委員会委員が選考委員を務め、公募型プロポーザル方式により製造業者を決定し、その後は各小中学校のPTA役員等と製造業者とが意見交換を重ねて制服とジャージそれぞれ3つのデザイン案を9月に完成させ、10月22日から11月25日の間で児童生徒や保護者などを対象にアンケートによる投票を実施しております。

次に、(2)石山中学校と砂川中学校が統合した際の制服・ジャージ購入に対する支援についてであります。昨年4月に石山中学校と砂川中学校が統合した際の制服・ジャージに係る取決めにつきましては、一体感を持たせるためにも統合初年度から全生徒が砂川中学校の制服を着用することとしたことから、前年、前々年に石山中学校に入学し、統合によって改めて制服等を購入しなけりばならなくなった新2年生と新3年生の保護者に対して、購入費用の二重負担とならないための措置として制服・ジャージの購入費の全額を支援したところであります。なお、統合にかかわらず入学により制服等の購入が必要な新1年生の保護者につきましては、支援の対象とはしていないところであります。

次に、(3)制服・ジャージ購入の負担を軽減する考え方についてであります。小中学校統合準備委員会では新しい制服・ジャージの検討を進める上で価格による保護者負担への配慮につきましては検討当初より論点としてきており、本年3月に制服・ジャージの製造業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、価格については現行の価格を上回らない、もしくは現行の保護者負担が増えない価格設定を目指すことを条件としておりました。また、業者選定する際の評価基準においても保護者の負担に配慮した設定価格となっているかを考慮したところであり、選定された製造事業者からは砂川学園開校に向けた制服、ジャージの値段は現行価格以下とすることを確認しております。教育委員会といたしましては、このように砂川学園の開校に伴い制服・ジャージが変更となっても保護者負担が現行よりも増えることのないよう努めてきたところであります。価格設定以外の負担を軽減するような支援は考えていないところであります。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

全体を通して、まず(1)についてでありますけれども、令和4年11月にはアンケート調査を実施、新制服については新1年生に当たる7年生から着用とすること、そして製造業者を決定したというお話がありました。統合準備だよりも、制服業者を決定しましたですとか、細かく制服・ジャージについての業者のこととか、あとはジャージのデザインを選ぶアンケートについて皆さんから協力をいただきながら市内の小中学校、幼稚園や保育所等を対象として実施したというようなお便りも出されております。そして、先日の教育行政報告でも教育長から、砂川学園で着用する制服とジャージについて、PTA役員等の意見を踏まえた3つのデザイン案が製作され、10月22日より各小中学校、市役所でサンプルを展示するとともに、児童生徒、保護者を対象としたアンケート調査を行い、

11月25日に終了したという報告もございました。

それで、統合準備委員会の制服製作に関する取組、経過についてお話をしていただいたのですけれども、価格の部分については十分意識をされて検討を進めてきたのかなということ、そしてデザインの具体的な部分についてPTAの皆さんが中心となって議論されて、実際に制服を着る子供たちだけではなく、保護者の方々も満足できるような制服づくりが進めてこられたのかなと思いました。子供たちにとっては3年間着用するものですし、デザインも大事です。着やすいものであってほしいです。機能性や耐久性に優れていれば長期の着用も可能でありますので、兄弟姉妹、知り合いの方、友人の方へお下がりの方が利くなど、保護者の方も大変助かるのではないかと思います。

そして、2点目についてであります。(2)については、新たに制服を購入する必要が生じた2年生と3年生に対して制服・ジャージの購入費を全額支援したというようなお話がありました。今回石山中学校が統合した際の支援の内容について伺いましたけれども、制服等が変わった際の市の対応という面では今回と同様のケースではないかと思いましたので、今回の質問に当たってそのときの支援の内容について確認をさせていただいたところであります。支援の対象者としては、統合により石山中学校の校区から砂川中学校へ通うことになった新1年生から新3年生全学年ではなく、統合に関係なく制服を購入しないといけない新1年生は除いて、統合によって再度制服の購入が必要となった新2年生と新3年生が対象であったということが答弁によって確認することができました。当時の支援内容については確認させていただきました。

そして、(3)についてでありますけれども、現行を上回らない、もしくは現行の対象者、現行の保護者の方々の負担が増えない価格設定を目指すということ、それを条件とされたということ、そして保護者の負担に配慮した価格設定となっているかということも考慮した業者選定ということが分かりました。先ほどの答弁で、教育委員会として保護者負担が増えないよう負担軽減について、現在のところ考えてはいないのではないかとはい思うのですけれども、制服・ジャージについては子供たちが毎日着るものです。傷みも激しいため、3年間子供に不自由なく用意してあげようとする大きな負担になるのではないのでしょうか。そこで、何かしらの支援があれば子育てに係る負担が軽減されるなど子育て支援策の一つになると考えておりますので、再質問をしていきたいと思っております。

まず、制服とジャージの利用の頻度について確認したいので、現在の砂川中学校の制服とジャージの登校に関するルールと、そして義務教育学校開校後のルールについてどのように考えているのかについて伺います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 私1回目の答弁の中で砂川中学校統合準備委員会と申し上げましたけれども、正しくは小中学校統合準備委員会でございます。訂正いたします。申し訳ありませんでした。

制服登校とジャージ登校の砂川中学校の基準、それと義務教育学校のルール、基準というところでございます。現在の砂川中学校は、基本的には制服登校を基本としておりまして、体育あるいは技術・美術の教科、そして学校祭の準備期間や体育祭などの行事で必要と認める場合にはジャージ登校が認められているところであります。石山中学校が統合した際には両校で違いがあったところですが、現在は砂川中学校の基準に合わせております。また、義務教育学校開校後の取扱いについてでございます。これにつきましては、現在小中一貫教育推進委員会で校則などを協議しておりますが、現行の砂川中学校の着用基準を基本にするものと想定しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 ルールとしては、行事等で認められる場合はジャージ登校が認められるとか、あと石山中学校は私が拝見していたところによるとジャージ登校していた子供たちが多かったのかなという印象なのですけれども、そういったところで両校の違いがありましたが、砂川中学校の基準に合わせたということが分かりました。現在の着用のルール、そして義務教育学校の着用のルールの考え方については分かりました。制服登校が基本だけれども、技術等のいろいろな授業があるときにはジャージ登校をしてもよいということであればジャージ登校する機会も多くなりますし、そもそも部活等でジャージを着なければならぬ場合は頻度がすごく上がって、帰宅後もそのまま着用しているという子供たちもいっぱいいるようです。ジャージについては特に消耗が激しく、1人の子に対して2着は必要とか、劣化によって3着買うことになったというような話も聞いております。そこで確認させていただきたいのですが、保護者が現在の制服とジャージを購入するまでの流れについてどのような形で購入に至るのでしょうか、伺います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 制服・ジャージを購入する際の流れということでございます。まず初めに、12月上旬、これは来年の12月ということになりますけれども、制服の指定取扱店から各学校へ制服予約の案内プリントが配られまして、その後各学校から購入の対象となる6年生の各家庭にプリントが配られることとなります。次に、申込み、採寸期間につきましては12月上旬から1月上旬となっております、各自取扱店へ行っていただきます。そこで予約していただくこととしておりまして、この期間中に申し込まなければ小学校の卒業式あるいは中学校の入学式に間に合わないという場合がございますので、その旨も各ご家庭にお配りするプリントにも記載してございます。次に、引渡しの時期ということになりますけれども、これにつきましては3月以降に店頭での引渡しとなります。

以上が購入までの流れということになります。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 流れについて答えていただきました。ということは、現在12月の上旬ですので、来年の分については現在まさしく予約の案内プリントが配られたのかなという

ことが分かります。そして、大体の流れについては確認できたのですけれども、来年の入学者については今現在始まっていて、次長からの話もありましたけれども、来年のこの時期には新しく制服を購入する申込みが始まるということです。それで、市が来年度の予算を取りまとめるこのタイミングで制服の購入に対する支援についての質問をさせていただいたところであります。

子育て世帯にとっては、制服の購入については大変高価なものです。そして、北海道ではジャージ登校をしている学校が非常に多くて、制服自体の傷みが割と少ない場合も多いですので、兄弟、そして知人や友人からの譲受けが非常に多いということも聞いております。そういったところで大分助かっている保護者の世帯もたくさんいらっしゃいます。そして、来年新しく制服を購入される保護者にとってはどのぐらいの費用が必要なのか大変気にされているところかと思うわけなのですけれども、先ほどの答弁にもありましたが、現在の価格と同程度というようなお話もあったかと思うのですけれども、それについては安心したところでありますけれども、昨今制服を新しくする場合、この間も展示してありましたけれども、特にジェンダー的要素を考慮して配慮する取組が非常に多くなっております。それで制服を交換するという学校も増えているところでもあります。そういったところで、義務教育学校の新制服において考慮したり配慮したりする点について伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 今のご質疑は、ジェンダーへの配慮ということであるかと思えます。この点に関しましては、統合準備委員会の協議においても議論が交わされてきた点であります。まず、男女が明確に分かれてしまうような詰め襟、セーラーではなくて、男女ともに同じ制服を着られるようブレザータイプとしたものであります。また、制服は学生生活を支える特別なアイテムということでもありますので、生徒たちが本当に着たいと思えるような制服づくりを進めてまいりました。特徴としましては、男女兼用のブレザーであること、これにつきましては絞り過ぎないシルエットで体型を選ばず着やすいづくりということにしております。次に、制服のボタンを留めたときの前合わせということになりますけれども、これについては右前、左前、両方選択できるようになっております。また、スラックスについては2種類ありまして、これは男性用、女性用の分けということではなくて、全体的にストレートでゆとりのあるシルエット、それとあと太もも、ヒップ部分にゆとりがあり、やや細身のシルエットの2種類となっております。スカートにつきましては、多くの体型に合い、体型の変化にも対応しやすいということで車ひだタイプなどの特徴がありまして、ジェンダーへの配慮がなされたデザインとしているところです。さらにネクタイとリボン、スラックスとスカートにつきましては、現在小中一貫教育で協議しておりますけれども、性別にかかわらずどちらを着用しても構わないことを想定しているところでもございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 制服については男女共用のブレザー、絞り過ぎないようなシルエット、そして前合わせを右、左どちらでもできるように、特にスラックスについては2種類、シルエット等、体型の問題もありますし、好みの問題もありますので、次長の答弁にもありましたように生徒たちが本当に着たいと思えるような制服づくりという点では2種類用意した点は本当に考慮されているのかなと。あとはネクタイとリボン、スラックスやスカートについても性別にかかわらずどちらを着用してもよいというところで、昨今そういった部分も含めて制服を新しくするという学校も増えて、今回砂川市においては義務教育学校ということですので、そういったところで近隣の市町村でもそういう取組をしているところもあるようです。そして、今までのお話にあったように、ジェンダー的配慮が思った以上に行き届いているのかなと思えました。今全国的にも非常に問題になっている点が業者等を通じて考慮されて話し合われたのかなということが分かりました。

それで、このように配慮した制服の価格についてですけれども、現在と同程度という点はよいと思います。そもそも学校指定の制服やジャージは、既製品と比べても安いものではない、非常に高額なものです。そして、成長期の3年間不自由なく使えるには保護者にとっても相当な負担となるわけです。特に男の子の場合は中学生に成長が非常に激しくて、女の子よりもすごく、サイズが合わなくなってしまっただけで買い換えなくてはならなかったというような声も非常に聞いております。そこで、価格について同程度というお話がありましたので、現在の砂川中学校の制服・ジャージの価格について伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 現在の砂川中学校の制服、ジャージの価格ということでございます。制服につきましては、型、サイズにより金額に幅があるのですけれども、消費税込みの価格となりますが、男子の場合だとブレザー、スラックス、ネクタイの一式で4万920円から4万2,790円、女子となりますとブレザー、ベスト、スカート、スラックス、ちょうタイの制服一式で4万9,390円から5万1,260円、スラックスの場合ですと4万8,730円から5万600円となっております。また、ジャージについてですけれども、男女とも同じもので、こちらも制服と同様にサイズにより金額に幅がありますが、消費税込みの価格で上着、ロングパンツ、ハーフパンツ、あとネームの一式で合計1万5,730円から2万570円となっております。制服・ジャージを合わせました合計金額となりますけれども、男子は5万6,650円から6万3,360円、女子についてはベストがあるため、男子より1万円ほど高くなっております。6万5,120円から7万1,830円となっております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 というところで、非常に高い高級なものです。例えば2人入学するということもあり得るわけです。そうしたら物すごく、この物価高騰の中で家計に負担になる

のではないかと。そして、そもそもの値段が近隣の市町村より高いのではないかなということ、この金額よりは安くということですが、せめてジャージを除いて制服だけで4万円以内にすべきではなかったのではないかと。そして、そうであればなおさら支援については必要なのではないかと考えられます。男子で4万円、ベストがあるので女子については5万円、ジャージについては1万5,000円、合わせた合計が5万5,000円、女子6万5,000円ということで、現行と比べて安くなる程度なのかなというところで先ほど答弁を聞いて分かったわけなのですけれども、大変大きな負担だと思います。

冒頭に申し上げたとおり、制服が新しくなってから数年間は兄弟姉妹のお下がりや知り合いの方から頂いたりリサイクルしたくてもできない状況があります。近隣でも制服を新しくするところもございます。そういったところではお下がりができる3年間だけ支援するというような声も聞いております。ジャージについては、家でもそのまま着ていたり、部活動によっては練習着、大会着、靴等を別に用意しなければいけないのです。そういったところで本当に負担も多い、そして近隣の市町村や別の市町村でも申込みすると1万円差し引いて1万円助成しますとか、2万円助成しますとか、そういったところで購入の場所にチケット等を持って行って差し引いた金額で購入できるというような声も聞いております。特に所得の少ない家庭などではリサイクルしたくてもできない状況、私も実際に本州から北海道に引っ越してまいりました。そのときに制服がないかあちこちの方に聞いて、制服のお下がりはないですか、ジャージのお下がりはないですかということで聞いて、譲り受けて、ジャージについてもネームも交換することが、当時は300円ほどでしたけれども、ネームも交換することができました。そういったところで、ここはやはり制服やジャージの購入費に対する補助金について必要だと思うわけなのですけれども、改めて考えについて伺います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 制服・ジャージの購入に対する補助金ということでございます。これについては、1回目の答弁の繰り返しとなってしまいますが、砂川中学校と石山中学校が統合した際の旧石山中学校保護者への制服・ジャージ購入に対する補助金は学校統合に伴って新たな負担が生じないようにするための対応でございまして、その際には新1年生の制服などの購入に対しては、統合しなくても必要な負担であることから補助の対象とはしていません。このことから、砂川学園の開校に当たっては、制服などを新たに購入しなければならないのは新7年生、現在の新中学1年生ということになりますけれども、これに限られております。これにつきましては今回の制服などの変更にかかわらず必要な負担でもありますから、また石山中学校統合時の保護者負担との整合性を図る観点からも補助金による支援は行わないと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 ということですが答弁がございましたけれども、全体を通して教育長の現

段階での考えについて伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) ただいま制服・ジャージの補助金ということで全体的な答弁をということで、今るるご質問がありましてご答弁をさせていただきましたので、基本的にはその考え方ということになると思います。子育て支援という観点からいけば、これは補助、助成というのは一つの大きな要素ということではありますけれども、今までの関連性ですとか、それから義務教育学校に向けての統合準備委員会の関係でいくと制服・ジャージについては今以上の負担をさせないと。それと、先ほどジェンダーの関係でお話がありましたけれども、今女子はベストを着用していますので、先ほどお話があったように約9,000円ほど男子より高くなっていますが、義務教育学校の新制服についてはベストという女子だけのものはありませんので、女子生徒に関しては9,000円ほど下がってくるということになりますので、現行の価格以下というのと、そもそも女子にあったベストはなくなって、その分は軽減されているということが1つあります。

それと、本当に低所得の方においては大変ご負担も多いということは十分承知いたしますので、所得基準がありますので、該当するかどうかというのはありますけれども、例えば就学援助でいきますと中学校の1年生、新入学生徒の学用品費でいきますと令和6年度単価でいくと約6万3,000円ほどということになりますので、これが制服が全てかどうかということになるとそこはかなりかかってくるものはありますけれども、低所得の方についてもそういった制度をご利用いただきたいというのと、もう一つだけお話をさせていただきたいのは、今の在校生は、恐らく保護者の方は感じておられると思いますが、これも市長の政策で給食費無償にさせていただいています。1年間トータルでいきますと中学生で年間約5万ほど給食費無償化されていますので、もちろん今大変物価も上がっていますが、一度無償化していますので、これは2年生、3年生、物価が上がっても無償化が続いていくということがありますので、新1年生の例えば7年度も8年度も保護者の方は入ってみると全く給食費がかからないということは、ここは1つ大きな要素ではないかと思っていますし、繰り返しになりますが、今までの関連性から見てこここのところは現状のまま、少なくとも今よりもかからない体制で進ませていただきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 ということろで教育長の答弁もありましたけれども、近隣の市町村でも3年間に限りなのです。3年間過ぎればお下がりもしていただけるのです。譲受けもしていただけるのです。例えば1人1万円補助したとします。そうしたら100万円ですよ。そして、2万円助成する市町村も近隣ではあります。200万円なのです。少しでも安くすること、そしてそもそも制服の価格についても、近隣の市町村を見ても今の現行の制服についても高いのかなという印象があります。4万円を切っている制服を新しく取り入れる市町村でも2万円補助したり、そしてそれも3年間、やはり3年間という区切りが非常に大事な

ではないでしょうか。義務教育学校に向けて、新しくなるわけですから、その3年間だけ助成する。いろいろな基金等もございますので、そういったところを利用して、先ほども伝えましたように助成券を配布して、保護者の方は除いた金額を販売店に支払うというようにいろいろな取組を各自治体ではしているようです。

特に、先ほどからも申し上げているようにジェンダー的要素という点では、義務教育学校に限らず制服を新しくするところも非常に多くなっております。石山中学校から砂川中学校へ、しかもそのときは制服もジャージも全部支援したというところで、そういうところでは保護者の皆さんも安心して行けたのかなとは思いますが、そういうところでまた新しく下の子が入学するに当たってお下がりが利かないというのは非常に経済的負担。そして、砂川市は市長もおっしゃっておられますように子育てするなら砂川ということで、そういった点においてもぜひ今後支援についても検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時58分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 (登壇) それでは、通告をさせていただいておりますので、一般質問をさせていただきます。大きく2点であります。

大きな1点目として、中学校部活動の地域移行への取組についてであります。砂川市部活動の地域移行検討協議会が設置され、検討協議会も2度開催されて、関連する団体と協議が進められているようですが、どのような取組状況となっているのか伺います。

大きな2点目といたしまして、特別支援教育についてであります。令和8年度に義務教育学校砂川学園の開校を迎え、現在の小中学校同様に特別支援学級が設置されます。そこで、特別支援教育の取組をどのように考えているのか、以下について伺います。

(1) 砂川市小中一貫教育推進計画との関わりについて。

(2) 目指す特別支援教育の取組について。

(3) 教員などの配置について。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 (登壇) それでは、大きな1、中学校部活動の地域移行への取組についてご答弁申し上げます。

学校の部活動は、スポーツや文化などに親しむ貴重な機会であり、スポーツ、文化芸術

活動に興味関心のある同好の生徒が自主的、自発的に参加し、各部の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の支えにより、国のスポーツ、文化芸術振興を担ってきたところでもあります。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教員などとの好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として教育的意義を有してきたところでもあります。

しかしながら、全国的に少子化による生徒数の減少で活動を継続していくことが難しくなっているとともに、部活動が教員の長時間勤務の大きな要因の一つになっていることが課題となっていることから、国においては学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン、北海道では北海道部活動の地域移行に関する推進計画が策定され、部活動を学校単位から地域単位へと移行する方針に基づき、学校や関係団体等と協議を行いながら、改革推進期間である令和7年度までに休日の部活動の地域移行に向け、可能な限り早期の実現を目指しているところでもあります。

当市においては、令和5年度にスポーツ協会や文化協会、さらには個別団体への部活動地域移行の概要説明及び意見交換を進め、令和6年9月に砂川市部活動の地域移行検討協議会を設置したところであり、協議会委員としてスポーツ協会、文化協会、軟式野球連盟、バスケットボール連盟、バレーボール協会、バドミントン協会、地域バドミントン団体、ソフトテニス連盟、陸上競技協会、砂川ブラスタイル実行委員会、砂川中学校PTA会長及び校長、部活動担当教諭のほか、砂川高校校長の14名を委嘱し、協議を進めているところでもあります。取組といたしましては、第1回目の協議会において国の実証事業を活用した活動の推進イメージや休日の部活動における報酬や旅費、費用弁償などについて説明を行った後、各団体における休日の部活動の受入れについて次回の協議会までに検討していただくことで終了し、第2回の協議会では受入れについての検討結果を各団体から報告をいただいたところでもあります。報告については、5団体から休日における地域移行の受入れについて可能であるとの回答をいただき、現在第1回目の地域移行における実証事業を11月末にバドミントン部と地域バドミントン団体で行ったところでもあります。また、令和7年1月中旬には第2回目の実証事業としてバレーボール部とバレーボール協会で行う予定であり、今後におきましても受入れ可能な団体と調整を図り、随時実証事業を進めてまいります。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君（登壇） それでは、私から大きな2、特別支援教育についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）砂川市小中一貫教育推進計画との関わりについてであります。子供たちを取り巻く社会環境などの急激な変化を背景として、教育委員会においては子供たちによりよい環境の中でより質の高い学校教育を提供するため、小中一貫教育を導入すること

としたところです。計画との関わりにつきましては、特別支援教育に特化した項目は設定されておりませんが、小中一貫教育においては義務教育9年間を一体的に捉え、指導の一貫性や学びの系統性を重視した教育活動を展開することを通して子供たちの発達段階に合わせて、多様性を尊重する態度、互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、優しさや思いやりなど生きる力を確実に育むことが期待されます。

砂川市小中一貫教育推進計画は、砂川学園開校の令和8年度に向けて、令和5年度から令和7年度の3か年にわたり、全ての学校において共通化させる実践内容を整理し、市内全校が統一して取り組むことを通して砂川学園のスムーズな開校につなげていくため、令和5年4月に策定したものであり、年度ごとに見直し、改定する計画となっております。計画においては、基礎学力の定着と学習習慣の向上、評価分析、砂川市GIGAスクール構想の推進、不登校等の生徒指導上の諸課題の減少と未然防止、幼保・小中6校の連携、ふるさと砂川を誇りに思う心の育成、防災教育や安全教育の充実という6つの項目から取組を整理しており、幼保・小中6校の連携の中に小中合同研修会の実施と幼保小のつながりを意識した特別な配慮を必要とする子供の円滑な引継ぎという取組を位置づけております。このことから、小中学校の特別支援学級担当教諭による合同の研修機会を設け、小中学校それぞれにおいて同一歩調で子供たち個々の特性に応じた適切な指導や支援が行われるよう教員の資質・能力を高めたり、小学校入学前から、特別支援学級に在籍する児童はもちろんのこと、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童に関わる支援方策や支援計画等を幼稚園や保育所、子ども通園センターなどの関係機関から細やかに引き継ぎ、校種が変わっても指導や支援の質が維持、向上されるような取組を進めているところでもあります。

続いて、(2) 目指す特別支援教育の取組についてであります。特別支援教育は障がいのある子供の自立と社会参加をするための主体的な取組を支援するという視点に立ち、対象となる子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を伸ばし、学習や生活で抱える困難さを軽減し、改善するための適切な指導や支援を行う教育であります。そうしたことから、令和8年度に開校する砂川学園においても在籍する子供たち一人一人の十分なアセスメントを行い、特性を踏まえ、個々の課題の克服とよさの伸長が図られる特別支援教育を推進することとしています。

続いて、(3) 教員等の配置についてであります。小中学校の教職員数については公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によって定められており、学校の学級数に対する教職員定数と学校課題の解決に向けて特別的に措置される加配定数から成っております。特別支援学級についても同様であり、砂川学園開校時に見込まれる学級数及び教員数は前期課程で約9学級、後期課程で約5学級の合計約14学級を想定しており、それに対する教員数は約18人を想定しております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、2回目の質問ということでさせていただきます。

中学校部活動の地域移行への取組についてということで、今ほど答弁をいただいたところであります。もう既に地域移行検討協議会は2回開催されて、その中で種々今後のことを含めて話をされていたのかなとは受け止めておりますが、ここで改めて確認も含めてなのですが、基本的に地域移行で主に今回聞いている部分では実証事業の関係がメインなのかなと思っているのですが、国の関係もあるかと思うのですけれども、今回実証事業を行うに当たっての理由というか、目的を含めて改めて最初に確認を含めて聞かせていただきたいと思えます。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 実証事業を行う目的ということでございます。これにつきましては、1回目の答弁でお伝えしておりましたけれども、まず部活動というのは生徒たちにとっては自発的、自主的に参加して、これは学校教育の一環として大切な活動であるということと、ただ一方で、アンケート調査でも分かったのですけれども、教員には負担になっている。教員の指導の下で部活動というのは支えられてきたのですけれども、国、道の動きとしては、少子化による生徒数の減少だとかでなかなか部活を存続することができなくなってきた。そこで、地域の団体に移行して子供たちが活動する場の確保をするということで、この方針の下、北海道としても実証事業として支援をしていることで、これを活用した活動ということになります。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 そのことについては分かりました。まさに実証事業を通しながら、本格的に地域移行するに当たってのいろいろな課題もあるでしょうし、それぞれ各団体、受入れを可能とされている、参加される団体もそれに対しての準備があるのかなと、私はそう形的には受け止めさせていただいております。この実証事業を通しながら、しっかりと課題を洗い出しながら本格移行になれることを願っているところでありますが、そういった中でもう既に私はこの案件については今年の6月にも一般質問を通して地域移行ということで聞かせていただいて、そのときには大枠説明もいただき、答弁をいただいているので、何となくは分かっているのですが、ただそれから半年、いろいろな動きがあったかなと思っておりますので、改めて聞かせていただいているところであります。

そこで、もう既に実証事業の受入れを受け止めて参加しますよといった団体もあって、実証事業として第1回目、11月末には地域バドミントンサークルというクラブ、そして年明けにはバレーボール協会を含めて実施される予定であるのですが、8団体が今回の検討協議会の中に入っているわけなのですけれども、その中で今の段階では4団体が実証事業を受けているような形はあるのですが、今現在、ほかの団体もあるのですけれども、改めて実証事業への参加ということについて受入れを示している団体があれば、それも改めて聞かせていただきと思えます。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 今回の協議会の中で団体の受入れ状況ということであると思います。受入れを可能とする団体につきましては、まず5つございます。既に実証事業をしてございますけれども、地域バドミントン団体、バレーボール協会、野球、ソフトテニス、陸上ということになってございます。ただ、屋外競技の野球、ソフトテニス、陸上につきましては、まずは体制を整えまして顧問の先生だとか生徒たちとコミュニケーションを図っておきながら、雪解け後の実施を考えているというところでございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今ほど聞かせていただきましたので、検討協議会に入っている団体の中で今言われたそれぞれ協会、連盟が参加をすると。正直この地域移行の関係、そういった受皿となる団体がしっかりとなければいけないことなのかなと思っていますので、今回受入れについてはいいですよと了解いただいた。ただ、残念ながら今回この受入れについては難しいですねという団体があったかと私は今のお話を聞きながら思っていたのですけれども、どのような理由をもって地域移行の今回の実証事業を含めて受けることが難しかったのか、この辺分かる範囲でいいのですけれども、聞かせていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 この協議会に参加していただいている中でも今回受入れが難しいとしている団体の理由でございます。これにつきましては、やはり団体自体も高齢化になってきているという点が1つと、なかなか人材がないのだということ、あと例えば休日ということですので、土曜日ですから、ある団体については土曜日は別な活動をしているので、人の確保が難しいなということもございます。ただ、今現在受入れできないという団体においても、この地域移行については十分理解していることなので、それぞれ課題などを解決しながら、団体として少しずつ移行の実現に向けて努めていきたいというお言葉をいただいている団体もございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今回は実証事業への参加の部分であるのですけれども、もう既に実証事業に参加される団体においてもこの後、基本的に令和7年度で実証事業は終わると思いますので、ということは次の年度からは本格的な地域移行といった形になるかと思うのですけれども、今のお話だと実証事業に参加される団体においても本格的に地域移行へ進んでもいいのですよみたいな雰囲気のお話がありましたけれども、この辺の実情というか、状況をもう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 今の休日の部活の移行についての流れ、今後どうなるということであると思います。当初は、最初に言いましたとおり、令和7年度までに休日の部活動の地域移行に向けて砂川市としては可能な限り実現を目指しているところでございます。

ただ、これを全国的に見ても休日の移行をするのがなかなか難しいという課題がございます。12月2日にスポーツ庁が公表しております地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行委員会というのがございまして、これが国が地域の部活移行について話し合いをしている実行会議ということになるのですけれども、12月2日にこの中間取りまとめ案というのが公表されております。この中では、令和8年度から10年度の前期3年間、そして令和11年度から13年度の後期の3年間、この6年間で次期推進期間としまして、平日の部活動移行については先行自治体の実例を基に課題の解決を図って、前期終了後の中間評価となる令和10年度の時点で改めて取組を定めるところでございまして、これについては、これから審議が始まる場所でございますけれども、この取りまとめ案については春頃に最終取りまとめが発表されるという情報でございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今ほどスポーツ庁の今後の動きといったことで、これは12月2日に出ているということでお話をいただいたところであります。実証事業に参加された各団体、いろいろな実証事業を通して課題を抽出して、どのようにしたら本格的な地域移行に進められるかといったこともしっかりやっただきながら、何とか前向きな部分でやっていただきたいなということは私のほうでも思っております。

それで、実証事業、これは各団体、それぞれ受け入れている方たちもそうですけれども、子供たちを指導していかなければいけない。それぞれの携わっているスポーツ分野においてとなると、指導者への報酬といったこともいろいろ出てきているかと思っております。第1回と第2回の会議録も私は見させてはいただいておりますけれども、最終的に第2回では指導者への報酬という金額も決まっているようなことも載っておりますので、この辺のことについても聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 ただいまのご質疑は、外部指導者に対する報酬ということでございます。報酬額につきましては1時間当たり1,600円、この金額につきましては、今実証事業ということで国の補助である部活動の外部指導者に係る支払い額に同じでございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 報酬は1時間当たり1,600円ということで分かりました。第1回の会議のときには市の予算のことも含めながら900円という金額が提示されて、ただこのことについては今後まだいろいろな検討の余地があるのだといったことがあって、今回第2回の会議で1,600円ということになったのかなと思うのですが、ただ各まちにおいては、今の最低賃金に合わせた1,010円だとか、あと会計任用職員の金額に合わせてだとか、そして今言われた1,600円については国の支給限度額であるということなのですけれども、そもそもこういった各まちのやり方が違う中で1,600円に至った理由

というか、考え方があれば聞かせていただきたいと思いますと思うのですけれども。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 今議員さんがおっしゃいましたとおり、この報酬額について調べたところ、各まちに差があるようでございます。最低賃金に合わせているところ、もしくはその自治体の会計年度任用職員の時間単価ということでございますけれども、この1,600円という金額は補助の単価ということでございますけれども、この金額にしているところもございまして、実はこのほかに、今指導者がなかなかいないという中で北海道の地域移行の取組の一環として行っている事業としてほっかいどう部活動・地域クラブサポーターバンクというのがございます。これについては外部指導の方が人材不足というところで、北海道で募集して自治体がその方に連絡して指導者を頼むというもので、このときの時間単価も1,600円ということでしたので、これに合わせるような形としたところでございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 1,600円に至ったことについては分かりました。実証事業、本格移行のときもそうだと思うのですけれども、それぞれの団体、やはり子供たちにスポーツの関係で指導していくわけですから、恐らくその団体においても指導者が1人ということではなくて2人とか3人とか、場合によっては指導する。基本的には土曜日のお休みのときに部活動をするということなのですから、そういったときにこの日は出られないから、その団体のこの人が出ますよ。そうすると1人ではなく2人、3人、場合によってはその場で2人、3人が一緒に指導するといった形もあり得ると思うのです。そのほうが効率がいいのかなと思っているのですが、そういった場合に、今報酬のお話をさせていただきましたけれども、こういった複数人が指導する場合、そもそも複数人が指導をすることの可否、できるのかできないのかということがあるのですけれども、そのことと複数人で指導した場合の報酬の関係の在り方というか、やり方、取扱い方も聞かせていただきたいと思いますと思うのですけれども。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 ただいまのご質疑は、外部指導員が複数名でよいのかということと複数名が仮に出た場合の報酬の支払いの方法ということでございます。これにつきましては、指導員が複数名で、1人で指導するという場合もそれはいいのですけれども、例えば競技だとか部員の人数によっては複数の指導員が必要だろうというのは想定しております。また、その場合でもただ特定の人だけではなくてローテーションをしながら指導に当たっていただくことも想定しておりますので、1人や複数であってもこれは可能でございます。ただ、この指導に当たっていただく方については、あらかじめ指導員名簿を提出していただいて、この中で指導に当たっていただくということと、報酬の件に関しましては、指導に当たっていただいた方にはお支払いをするという方向でございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 再度確認させていただきたいのですが、複数で指導した場合も報酬としては、例として3人が指導しましたといったときは3人それぞれに対して報酬も支給されるということで受け止めていいのかどうか、確認で聞かせてください。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 複数ということは、議員さんがおっしゃるとおり3人が出た場合には3人に報酬を支払うということになります。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 分かりました。恐らく受入れを了承していただいた団体もそれぞれ1人で全てを指導するということが難しい場合があるかもしれませんので、そのときには複数なのかと思っていましたので、そういった場合も含めながら考えていただけるような話ということで了解しました。

それで、確認をもう一点させてください。今は実証事業なのですが、令和7年度で実証事業が終わって、先ほどスポーツ庁の関係もあったのですが、この後本格的に移行後の場合は報酬の支給はあるのでしょうか。もしくは、本格移行後はもうないですよということでもいいのか、これを確認させていただきたいと思うのですが。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 本格的移行後の報酬ということでございます。これにつきましては、今補助金の中で運用してございまして報酬としてございますけれども、実は本格運行したときにはこうするというのはまだ明確にはなってございませぬけれども、この実証事業を鑑みながら、また協議会の方たちの意見を聞きながら決めていきたいなどは考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 分かりました。報酬の関係も含めてですけれども、そこで道教委の取組からも含めて国の委託事業活用ということで、スポーツ庁委託事業活用というのがあって、調べていったら砂川市も委託事業の活用対象になっているということなのですが、これは報酬も含めてそういった委託の関係と関わりがあると受け止めていいのでしょうか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 今実証事業を実施しているものは、まさにこの委託事業ということで砂川市が行っていることでございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 分かりました。スポーツ庁の委託事業、今回の実証事業を含めてこれを活用しているということでは了解しました。それで、実証事業でそれぞれ子供たちに部活を含めてやっていくわけですが、そこで私は確認も含めながら、そしてこういうことをすべきではないかということなのが、基本的には部活動というのは学校敷地内、学校管理下

の中で実施していると思っていますので、ということは部活に関わる生徒の安全管理というのは学校で、顧問の先生も安全管理のマニュアルがあって、万が一に対しては緊急に対応できるというような対応を準備しているはずですが、今度実証事業をすることによって、ないことを願っていますけれども、もし万が一あったときのこの辺の管理責任の所在というのはどういう形になるのか、この辺非常に大切なことなのかなと思っていますので、どのように考えているのか聞かせてください。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 ただいまのお尋ねは、もし何か緊急的なことがあった場合の対応とそのときの責任ということでございます。まず、例えばけがとかの場合には、これは想定されておりまして、今も緊急的な事故などの対応に関しましては学校には管理マニュアルというのがありまして、そちらに沿って各部活動における緊急連絡体制というものがありますので、外部指導者の方にも基本的にはこのマニュアルに沿って対応していただくものと考えております。

あと、今は実証事業ということですが、これが本格移行となった場合の責任ということでございます。地域クラブ活動ということになりますと、これは社会教育の一環としての活動、学校教育とはまた離れるものでございますから、地域クラブ活動のメイン団体、実施主体が事業を行うものという位置づけになっております。このことから、地域クラブ活動内のことについては指導員と運営団体を中心となって解決を図ることとなり、基本的には地域クラブ活動内における責任は移行団体というものと考えております。ただ、そのためには地域クラブ団体の体制が必要だとは考えておりますので、移行が円滑に進みますよう、市教委としましても協力をしていきたいとは考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今のお話をひもといていくと、まず実証事業については万が一あった場合は安全管理マニュアルもあるから、学校サイドで対応、本格移行になるとこれは受けている団体がしっかりと責任を持ってやってくださいねということなのかなと私はひもといて聞いていたので、そういった形でよろしいのですか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 基本的にはそういう形になるとは思いますが、ただこれにつきましては学校と市教委とも連携しながら進めていくものだとは考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 確かに実証事業においては、1回目、2回目は顧問の先生がついて、3回目ぐらいからは各団体で主体的にやってくださいねといった部分があるのかなと私は受け止めてはいるのですけれども、そこで先ほど安全管理マニュアルもあって、それにのっかって進めていきますよということなのですが、私はここが大事だと思っています。というのは、安全管理マニュアルはあります。でも、各団体は学校が使っている安全マニ

マニュアルを見たこともないしとか、あった場合にどうするのですかといったことが関わってくるのかなと。私もスポーツの団体に入っていますから、そのスポーツ団体は全国的な部分で、上のほうに中学生だとか高校生を含めた部活に対しての手引書というのがあります、そこはそういう形なのですけれども、ただこれに関わっては安全がきちんと担保されなければいけないということを考えると、今ほどの安全管理マニュアルは実証事業に参加される各団体に同じように、こういう形で万が一あったら、こういうことでこうしていくのですよといったことの周知をしていく、もしくは説明をしていくということは一番先にしなければいけないことなのかなと思うのですが、このことについては今後も含めてどういう考えを持っているのでしょうか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 この実証事業も含めまして安全に行うこと、それと地域団体の方についても継続的にしていただくことというのは大切なことだと思っておりますので、安全の関係につきましてもここについてはしっかり団体にお示しをしたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 できたら各団体みんな集まってもらって、こうですよということを一回きちんとして、その中でまた質疑だとか、不具合の部分があればいろいろなコミュニケーションを取ってやるべきことなのかなと思っていますので、もう既に実証事業は動き始めていますし、年明けも動き始める部分はありますから、この辺は私的には早急にしっかりとやるべきことなのかなと思っていますので、しっかりやっていただきたいなと思っています。

それで、万が一何かあった場合は、我々普通の個人でいえば人のものを壊しました、窓ガラスを割りました、けがをさせましたといったら、俗に損害保険とか、いろいろな保険に入っていて、それで対処するわけですけれども、実証事業の中では学校の関係の安全の部分というのは学校の管理下の部分なのかなと思っていますのですが、万が一何かあったときの対応の仕方には、けがをさせたとか、けがをしてしまったとなれば入院しなければいけない、通院しなければいけないとかといった場合にはやはり金銭的な費用がかかってくる部分がありますので、そういったものを含めて対応をどこまで考えているのか、それを聞かせていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 例えば生徒さんがけがをされた場合だとか、外部指導者のことに対する保険というか、補償というか、そういう面なのかなとは思いましたが、これにつきましては学校教育活動にご協力、支援していただいている方が万一事故を起こしたとか事故に遭ったというのに備えましてこれまでも学校支援者補償制度の保険に加入しております、今回のこの事業についてはこの保険が適用になります。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 その辺は、適用になるということで分かりました。万が一のことですから、万が一がないことを願っております。

それで、今回の部活動の地域移行の関係、これは部活だけではなくてそこに携わる子供たちのスポーツの競技種目にもいろいろ関わってくるかな。というのは、市で今回検討会議の中でも資料として出ている部分で子供たちの人数、例えば令和7年度の全学年総計が800人に対して令和12年度には685人、115人が減少されるということ自体が各学校で部活をする子供たちの基本的に分母が少なくなってくるということになると、その競技をしている部活関係の団体と同時に、その種目がひょっとして今まで以上に一層できなくなるかもしれない、チームとしてつくれなくなってくるかもしれないといったことがあると思っています。ですから、そういったことを見据えながら、地域移行だけではなくてそういったスポーツ団体も含めて、スポーツの競技種目がここでしないとなくなってしまうといったことにも私はつながっていくのかなと思っていますので、そういったことにならないためにも今回の地域移行、そして本格地域移行といったことが大変重要なのかなと思っていますので、その辺も踏まえながらしっかりとやっていただきたいなと思います。

1についてはこれで終わります。

2点目の特別支援教育についてということで、まず小中一貫教育推進計画との関わりについては種々いろいろと答弁をいただきましたから、分かりました。ただ、私も文言を読んでいると、申し訳ないけれども、特別支援教育についての文言がほぼなくて、あつたのは砂川市の小中一貫教育全体像の図の中の下の、いじめ、登校拒否、そして特別支援学級の一元化、そのぐらいしか見えなかったもので、小中一貫教育は、恐らく全体像の流れだとは思いますが、特別支援学級は関わりなくて、特別支援学級だけ特別な動きとしてせざるを得ないのかなと思ったものですから、改めて聞かせていただきました。文言の中にはない部分もいろいろと答弁していただいたので、大体見えてはきたのですが、基本的には特別支援学級にいる子供たちも、正直多様性を持った子供たちということなのですから、小中一貫、要するに9年間その学校でお世話になるわけですから、そこで学ぶのですから、やはり私は何がしかの部分で入れてほしかったなと思うのですが、この辺の考え方を簡単でいいですから、聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 小中一貫教育に関わる特別支援教育の押さえでございますけれども、確かに令和5年4月に小中一貫教育推進計画を策定した段階で特別支援教育に特化した項目を設定しておらず、また現在も義務教育学校開校に向けて詳細設計を打ち合わせしています各ワーキンググループにおいても特別支援教育ワーキンググループというものは設置されてございません。ただ、いよいよ開校を迎え、現在5つの小学校、そして1つの中学校、それぞれに在籍しています特別支援学級の児童生徒に関わる指導や支援の在り方、

子供一人一人の特性、開校後にどのような特別支援教育を義務教育学校で、砂川学園で推進していくかというようなことを具体的に検討していかなければならない段階に入っているなどは承知しているところです。

そこで、現在砂教研という先生方がそれぞれの教科ですとか領域ですとか、ごとに集まって部会を開く研修会が年4回行われているのですけれども、その特別支援教育に関わる先生方が集まる会議に私が出向いて行って、現状の各校の特別支援教育に関する取組の状況を共有したりですとか、また砂川学園開校後にどのような体制でどのような特別支援教育を推進していくかということについて説明しつつ、現場の先生方からも意見をいただきながら、まず砂川学園での特別支援教育の推進について今年度末を目途に一定の方向性を見いだしていきたいと考えます。あわせて、小中一貫教育推進計画も年度ごとに見直しておりますので、そちらにも特別支援教育の部分をどう反映させていくかと、そういったことを検討していきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 ありがとうございます。私は、全ての教育は大事ですけれども、特別支援教育についてはさらにしっかりと部分でやっていただきたいなと思っていますし、令和6年度の推進計画を見させていただいても、正直先ほど言ったように全体像の1行のところに掲載されている部分だったので、これはどうなのかなと思ったものですから、この辺も教職員の皆さん方としっかりとワーキンググループだとかいろいろなものを通して考えただけならばなと思っています。

これもまた関連してくるのですけれども、目指す特別支援教育の取組についてということでもお話をいただいたところでもあります。今現在は1中学校、5小学校、それぞれに特別支援学級があるといったことで、令和8年4月からは砂川学園の中に1つの校舎の中に全てが入ってくる。通常の学級もあれば特別支援学級もあるということなのですが、ある部分でこれはメリットなのでしょうね。今まで1中学校、5小学校、それぞれ特別支援学級があったことによって合同でいろいろ授業されたり、社会見学したり、遠足に行ったり社会体験したりということをしている中のことが、恐らく今まで離れていた学校がそれぞれでどこかで集まって行ったという時間的な部分と距離的なデメリットみたいな感じがあったのかなと思うのですが、それは今後令和8年4月からの砂川学園1つの中に、1階と2階のフロアに1階に8教室、2階に7教室、今のところ図面で載っていましたから、そういった形であるということは1つの校舎の中に特別支援学級の子供たち、さらには市内の通常学級に通う児童生徒の皆さんも一緒なのだといったことが私的には大きなメリットになっていくのかなと思っているのですが、こういったメリットをしっかりと生かしていかなければいけないと思うのですが、この辺の生かし方について何か考えがあるのだったら、聞かせていただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 砂川学園における特色ある特別支援教育の推進ということですが、日常の指導におきましては個別の教育支援計画に基づき、一人一人の特性に応じたきめ細かで柔軟な指導支援を行うことによって着実に児童生徒が社会に巣立つ際に必要となる資質、能力の育成を進めることはもちろんですが、より充実した交流や合同学習を推進していくことができるものと考えております。

砂川学園における特別支援学級ですが、今議員おっしゃったとおり、前期課程と後期課程でステーション化されておりますことから、例えば現在も各学校で取り組まれている部分はございますけれども、異なる障がい種、異なる学年など多様な集団での学習活動がより計画しやすくなると考えております。また、これまでなかなか一堂に会する機会が少なかった前期課程と後期課程の子供たち、いわゆる小学校と中学校ですが、子供たちが一堂に会して活動することも一緒に生活することで容易となると考えております。そうしたことから、例えば他者との関わりを通してコミュニケーションや人間関係の形成を図ることを目的とした自立活動を合同で推進することなども可能となるだろうと考えます。さらに、特別支援学級と通常学級の教室間で移動しやすいつくりとなっておりますことから、児童生徒が休み時間の交流はもちろん、各教科等において共に学び、共に成長できるような合同学習を効果的に設定し、インクルーシブ教育システムの理念を具体化させる取組を円滑に推進することも可能であろうと考えているところです。

このように、砂川学園においては現在も各学校で取り組まれています特別支援教育に関わる理念をしっかりと引き継ぎながら、個々の子供に応じた適切な指導や支援を通して望ましい発達と成長を促すとともに、障がいの有無にかかわらず全ての子供たちが共に学び、共に体験し、感動を共有し合いながら相互理解を深められるような取組を目指していきたいと考えておりますし、その理念を現場の教員と共有し、教育活動を通して具体化していくために今後協議を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 私も以前に一般質問でインクルーシブ教育についてということをお聞きしていただきましたけれども、今ほど答弁の中にもインクルーシブ教育、完全なインクルーシブ教育ではないけれども、砂川学園が開校することによって一歩も二歩も足を踏み入れた部分のインクルーシブ教育にもつながると今の答弁を聞きながら受け止めさせていただいたところであります。まさに障がいのあるなしにかかわらず、特別支援学級、さらには通常学級にいる児童生徒が共に一緒に交流をしながら、今ほど合同の授業だとか含めて実施するような話もありましたし、まさに交流授業であり、今建設中の、開校予定の学校も通常学級の並びに特別支援学級の教室があつてということで、恐らく行き来ができるのだろうと見させていただいておりますので、その辺はぜひ期待をしたいところであります。

ただ、やはり出来上がってみないと分からない部分もあるものですから。というのは、教育の日を通して地域参観日で砂川中学校へ行ってきました、久しぶりに。改めて感じま

した。玄関から体育館に行く途中に砂川中学は特別支援学級のクラスがあるのです。久しぶりに見て、こうだったのだなと思って、でもふと思ったのです。残念だったのが、体育館まで行く廊下があって、廊下と教室に入るスペース、教室の一步前にスペースがありますから、ドアがあって。ですから、基本的には直接教室ではなくて、一回入って、そして教室が4つぐらい並んでいるといったことがあったので、これだと一般の子供たちも含めて一般の人方も、ここに特別支援学級があって学級に通学している子供たちの顔を見る機会はないのだろうなと思ったものですから、恐らくそういうことではなくてもっとオープンになった今回できる学校だと私は思っておりますので、より一層その辺を含めてやっていただきたいと思うのですが、1回目の答弁の中でもあったのですけれども、各学校に特別支援学級があって、それに携わる教職員もいらっしゃるのですけれども、この皆さんとはまだしっかりと協議とか話し合いとか、コミュニケーションも取れていないような部分であったかと思うのですけれども、この辺は来年度になるかもしれませんけれども、いつ頃予定しているというのが何か今の段階であるのだったら、聞かせていただきたいと思うのですけれども。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 現在の各学校における特別支援学級担当教員へのアプローチについてかと思えますけれども、先ほど説明したように、定期的に砂川市における特別支援学級担当教諭が集まって研修を開いたり、受け持っているお子さんの特性を交流したり、またそれに対してどう支援していくべきか、どう指導していくべきかというようなスキルをお互いに交流したりというような研修機会は設けているところです。ただ、教育委員会として砂川学園の開校に向けてこれから各学校において開校に向けて共通して取り組んでほしいことですか、また開校後にこのようなイメージの特別支援教育を推進していこうというようなことを投げかけるような、または検討していただくような機会は持つことはできておりません。そこで、来年2月に私が特別支援教育担当の先生方の集まる場所に研修資料を持参して、私から説明させていただきながら、それを基に集まった先生方からこれはどうなのかという質問も受けながら、より砂川学園で充実した特別支援教育が進められるようにするためにはこういった形がよいのかを練り上げつつ、令和7年度から会議が何回か設定されておりますので、そちらの研修の場に教育委員会も出向きながら詳細について詰めつつ、保護者の方にもこういった形になりますよというような周知も進め、開校を迎えていきたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 分かりました。この辺はまたしっかりとやっていただきながら、特別支援学級の児童生徒のためにも充実した部分になるようなことで取組をしていただきたいなと思っております。

(3) 番目の教員等についてということで聞かせていただきたいと思います。先ほど答

弁を聞いていますと前期が9教室、後期が5教室、特別支援学級の教員が18人ということだったのですが、私が少し話しましたが、1階が前期で8教室、後期が2階7教室で、9と5と聞くとこれはどのようにしてやっていくのかなと思ったのですけれども、この辺で今の段階で何か考えていることがあったら聞かせてください。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 特別支援学級の教室配置の部分のご質問かと思えますけれども、これこそ現場の先生方と詳細を詰めていきたいと思うのですけれども、ある障がい種に1人しか在籍しないようなケースもございます。1階については1年生から4年生、2階については5年生から7年生というような配置になっておりますので、例えば5年生や6年生に在籍するお子さんが所属する障がい種については2階に教室を設置するというような、どうしても前期、後期というようなイメージになってしまうのですけれども、そのようにフロアに配置されている学年に所属している当該のお子さんについては2階にしようとか、1階にしようとか、また障がい種によってお子さんの人数も違いますので、部屋の広さとかを考えながら教室配置については検討していきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 このことについては、柔軟にしっかりと対応していただきたいなと思っています。

それで、教員等の配置の関係なものですから、特別支援学級の先生が18人ということで、令和4年度においては2中学校の5小学校、それで1か所入っていないところが、24人、令和5年度が23人の教員、それぞれ学校の特別支援学級の関係からです。おりました。学級数も令和4年度では19、令和5年度では17、令和6年度16という学級数であるのですけれども、1つの学校にすると、先ほどありましたよね、児童生徒の数によってはいろいろ計算しながらあるのだということなのですが、ほぼ18人ということになっていくのか。それで、この18人で対応できるのかどうかということで、今の段階の考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 特別支援学級を担当する教員の体制ということでございますけれども、現状としましては国で特別支援学級の担当教員については8人のお子さんに対して1人の配置ということになっております。ですから、今は市内に6校ございますので、それぞれの学校にいらっしゃるお子さん、障がい種に応じて1人の先生がついています。ただ、砂川学園になりますと同じ障がい種で複数のお子さんが集まりますので、教員1人が担当するお子さんの数も現状より増えていくということで教員の数が減っているような部分が出てくるのかなと思っていますところでございます。

ただ、そういった特別な教育的支援を要するお子さんについてのサポート体制につきましては、現在本市においては特別支援学級に在籍するお子さんを対象としてサポートを行

う生活支援員というような方を中央小学校と豊沼小学校に配置しております。また、特別支援学級のみならず、通常学級に在籍しております特別な教育的支援を要するお子さんを対象にサポートを行う特別支援教育支援員という方を北光小学校以外の小学校と砂川中学校にそれぞれ配置しているところであります。この生活支援員は主に身辺整理等の生活介助を行っており、特別支援教育支援員は主に授業時のアドバイス等の声かけをする学習支援を行っているという役を果たしてございます。砂川学園においてもこういったサポート人材の配置についてはやはり子供たちのきめ細かな支援体制の充実といった観点から重要であろうと考えておりました、今後在籍する児童生徒の実態について各学校からヒアリングを行いながら適切な配置について検討してまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 分かりました。ただ、そこでもう一点聞かせていただきたいのです。特別支援教育支援員の配置ということで今ほど、通常学級に併せてだと思っております。教育委員会が出している状況報告書の中でも、令和4年度と令和5年度においても支援員が6名、令和4年度は石山中学校があったから1校多かったのですけれども、令和5年度は石山中学校は統合してなくなったので、5校で6人、この先ですけれども、令和8年度は学園が開校しました、1つの校舎ですといったときに、特別支援教育支援員、今現在は6名ですけれども、6名がそのまま人数としてあるのかどうか、恐らくいろいろあると思うのです。これは要望だと思っておりますので、これを通らないと6人にならないとか、最初から6人で砂川は決まっていますよということなのか、あるとは思っておりますけれども、この辺どういう形になっているのでしょうか、聞かせてもらえないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 特別支援教育支援員の配置に関わってでございますけれども、こちらについては各学校において通常学級における特別な支援を要するお子さんの実態、人数等を聞き取りながら、適切な人数配置に努めながら運用というか、行っているところであります、砂川学園においても6校が統合するということから、それぞれの小学校、そして中学校の学級に在籍するお子さんの発達の状態、学習理解度の差、そういったことを丁寧に聞き取りながら、一体何人の方を配置することで子供たちのきめ細かな支援につながるかというような検討を行っていくこととしておりました、現状として何人と決まっているものではないとなっております。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員の一般質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて一般質問を続けます。

辻勲議員。

○辻 勲議員（登壇） それでは、一般質問をさせていただきます。

大きく2点についてです。1、帯状疱疹ワクチン接種費用の助成について、昨年9月の第3回定例市議会一般質問において帯状疱疹ワクチン接種費用助成についての私の質問に対する答弁は、「現在国の専門家会議においては、帯状疱疹ワクチン接種に当たって公費の導入が想定される定期接種化を検討対象としており、期待される効果や導入年齢について議論が行われていくものと見込まれている。また、北海道市長会では国に対して帯状疱疹ワクチンの早急な定期予防接種化と財政措置を講じるよう要望していることなども踏まえ、接種費用の助成については国の動向や情報収集に努めていきたいと考えています。」とのことでした。答弁のとおり、厚生労働省審議会における議論がされてきておりますが、定期接種化に向けては帯状疱疹やその合併症による重症化を予防する目的で対象年齢が65歳以上になるのではないかとされています。そうなった場合に、接種環境の変化、リスクが考えられます。例えば帯状疱疹は50歳から増加することが報告されているので、現在50歳以上に助成している自治体が多い中、65歳以上になった場合50歳から64歳が対象外になってしまうなどです。国の方針が決まったわけではありませんが、来年度から定期接種となるとの情報もありますので、今から検討していくことが大事と考えていますので、以下の点について伺います。

(1) 定期接種の対象年齢65歳以上など国が議論されてきた内容について砂川市の見解を伺います。

(2) 高齢者への情報提供には工夫が必要と思います。予防の周知や帯状疱疹ワクチン接種の推進について伺います。

(3) 昨年来、近隣の芦別市、歌志内市、奈井江町等、助成しているところが増えていますが、市民の健康を守るという観点から帯状疱疹ワクチン接種費用の助成について考えはないか伺います。

次に、大きな2点目ですけれども、高齢者における新たな肺炎予防について、令和4年の総務省統計局の報告によりますと65歳を超えると肺炎による死亡率は急激に上昇し、肺炎による死亡者の98%が65歳以上の高齢者であるとの数字が示されています。まさに肺炎は高齢者の大きなリスクと言わざるを得ません。砂川市においても高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用の助成を行っているところですが、予防接種実施状況は砂川市事務報告でも令和5年度は4年度の84.8%となっています。昨年9月にはRSウイルス感染症に対する60歳以上を対象にした初のワクチンが日本でも承認され、本年4月から接種費用の助成を始めたところもあります。RSウイルスは、発熱やせきなどの症状が出る呼吸器の感染症で、2歳までにはほぼ全員がかかるため、乳幼児の感染症と思われがちですが、高齢者が感染すると肺炎など重症化するリスクが高いとされています。このようなことから、地域住民を守り、健康寿命の延伸を目指した新たな肺炎予防について以下の点

を伺います。

(1) 老衰、肺炎あるいは誤嚥性肺炎で死亡したということはよく聞きますが、砂川市における肺炎の罹患者数、肺炎での死亡数の把握をしているのか伺います。

(2) 砂川市における肺炎予防の一環として、インフルエンザ、新型コロナ、肺炎球菌とともにRSウイルス感染症についても患者の周知と成人、高齢者における感染予防への注意喚起を行うことについて。

(3) RSウイルスワクチン接種について、道内においては小平町や神恵内村が公費助成制度を導入しており、来年度の実施に向けて20自治体程度が検討段階に入っているという情報もあります。高齢者の肺炎死を予防していく観点から少しでも接種しやすいよう、砂川市としても接種費用の助成について考えはないか伺います。

以上、1回目の質問です。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) まず、大きな1、带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 定期接種の対象年齢など国で議論されてきた内容に係る本市の見解についてであります。带状疱疹ワクチンの定期接種化については国の厚生科学審議会の部会等で審議され、本年7月には経済的コストや死亡率等で計算した指標である疾病負荷やワクチンの安全性、有効性等を踏まえた技術的な観点から、2種類ある生ワクチン、不活化ワクチンの両方について定期接種に用いることが可能とされ、引き続き議論が続けられているところであります。この議論の中では、带状疱疹への罹患等の疾病負荷が70歳頃に増加することやワクチンの有効性の逡減、被接種者及び実施主体である市町村の利便性等を考慮の上、70歳頃にワクチンの効果が十分発揮できるよう、65歳を対象年齢とすることが妥当とされております。また、その場合66歳以上の方は定期接種の対象にならないため、かつて高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンの定期接種化が導入された際に一定の経過期間が設けられた経緯と同様の配慮を求める意見も出されるなど、重症化予防を目的とする定期接種化に向けた議論が着実に進捗しており、引き続き注視すべき状況にあるものと考えております。

次に、(2) 予防の周知や带状疱疹ワクチン接種の推進についてであります。带状疱疹に関わる周知方法といたしまして、昨年度より市ホームページにおいて带状疱疹の症状、予防と治療、ワクチンの種類や効果、接種方法、市内で接種を実施している医療機関などについて掲載しておりますが、高齢者の方へのより分かりやすい周知方法として広報紙での記事の掲載を含め、定期接種化に向けた動向も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、(3) 带状疱疹ワクチンの接種費用の助成についての考えについてであります。市ではこれまで北海道市長会を通じ、国に対して早急な定期接種化及び財政措置が実現す

るよう要望してきた経過があり、近隣自治体を含め、助成を行っている事例について承知しておりますが、現時点においては国の定期接種化に関する具体的な実施方法及び導入時期の確定情報を得た段階において先進事例も参考としながら市としての定期接種から費用助成までの制度設計について検討いたしたいと考えているところであります。

続きまして、大きな2、高齢者における新たな肺炎予防についてご答弁申し上げます。初めに、(1)本市における肺炎の罹患者数及び肺炎が死亡原因となった死亡者数の状況についてであります。国民健康保険及び後期高齢者医療保険に加入されている65歳以上の方に限った場合、令和5年度実績として入院では42人、外来では28人の方が罹患している状況にあります。肺炎が原因となった死亡者数については、保健所が疾病等のデータを集約する北海道保健統計年報によると、公表されている直近2か年の実績として令和3年度、4年度ともに市内で10人の方が亡くなり、死亡原因では3年度が第5位、4年度が第6位となっております。

次に、(2)RSウイルス感染症に係る疾患の周知と感染予防への注意喚起についてであります。この病気は感染症法で5類に位置づけられ、感染者のせきやくしゃみを吸い込む飛沫感染や、手指や物品を介した接触感染によりウイルスが鼻から喉までの上気道から肺に感染するもので、4日から6日と言われる潜伏期間を経て発熱、鼻水、せきなどの症状が見られるものとされております。一般的なウイルスのため、2歳までにほとんどの子供が感染すると言われ、特に乳幼児や基礎疾患等を有する高齢者において声帯から肺までの下気道感染等による重症化を来す可能性があること、予防対策としては飲食前などの小まめな手洗いやマスクの着用などの予防対策が効果的であり、ワクチンの接種も有効とされていることなど、これらの内容を市のホームページに掲載することで注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

次に、(3)RSウイルスワクチンの接種費用の助成についてであります。本年4月から医療機関での接種が可能となったこのワクチンはウイルスの感染能力を失わせたものを原材料とする不活化ワクチンであり、対象者は製造メーカーにより異なりますが、60歳以上の高齢者または妊婦に対し、筋肉内注射により1回接種するものであります。予防接種法に定められていない任意接種であるため、接種費用は全額自己負担となり、市内では2万8,000円程度の費用となっております。高額なワクチンの接種費用に関し助成制度を設けている自治体があることは承知しておりますが、製造メーカーによる認知度調査では新型コロナやインフルエンザのワクチンが8割以上の方に知られているのに対し、RSウイルスワクチンの認知度は7%にとどまっており、まだあまり知られていない状況にあるものと推測されます。つきましては、まずRSウイルス感染症についての理解が進み、家庭や職場における感染症予防対策が講じられるよう広報、周知を図るとともに、国の厚生科学審議会の部会小委員会において公費の導入が想定される定期接種化の検討対象として本年3月より加えられたことから、その動向など情報収集に努めてまいりたいと考

えております。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、再質問させていただきます。

1点目の带状疱疹ワクチン接種費用の助成ですけれども、昨年9月の一般質問のときも、それまでも結構砂川でかかっている方もおられまして、2回かかったという人もおられまして、私の一般質問が終わった後からも、実は私もなっていましたというような、そういう話も聞いておるところでありました。それで、ただいま答弁していただきましたけれども、ちょうど私の一般質問の通告をした後の7日、北海道新聞に報道されまして記事が掲載されたのですけれども、その内容としては、少しお知らせしますけれども、皮膚に痛みを伴う発疹ができる带状疱疹ワクチンについて、費用を公費で支援する定期接種を来年4月から65歳を対象に始める方向で厚生労働省が検討していることが6日、関係者への取材で分かった。65歳を超える人も接種できるよう、5年間の経過措置を設ける。近く厚生労働省の有識者会合で議論する。関係者によると、経過措置では1年ずつ接種機会があるように5年の間に70歳、75、80、85、90、95、100歳になった人を対象にすることを検討、100歳以上の人は2025年度に限り全員を対象とする。定期接種の主な目的は個人の発症や重症化の予防で、季節性インフルエンザや新型コロナウイルスワクチンと同じ位置づけ、接種費用が自己負担の任意接種の現在でも約700の自治体が独自に助成しているという、このような内容の記事でありました。

带状疱疹ワクチン定期接種に伴い考えられる、最初の1回目の質問でも言いましたけれども、市町村民の接種環境の変化、リスクということについてなのですけれども、現在助成を行っている自治体の任意公費助成の現状としては対象年齢が50歳以上を対象とする自治体が95%以上となっているということなのです。この年齢のときが一番かかりやすい、3人に1人とも言われているような報告も受けているのですけれども、それで助成金額は半額以上が全国的な主流になっていますということでもあります。国の検討では、定期接種化の状況、想定では対象年齢は65歳以上、助成金額は交付税額が3割程度になる可能性などの情報もあります。65歳以上の低金額、定期接種への制度移行による接種環境の低下も考えられると思いますし、国が65歳にしてくれるのだから、50歳から64まではそのまま対象になれば一番いいのではないかと考えますけれども、半額助成から定額助成に変更するだとか、砂川のように未助成になっている65歳、あるいは定額助成のままの定期接種になるというようなところと助成しているところの自治体と比較して接種環境が本当に悪化するのではないかなと考えられると思います。

その対策としては、助成自治体においては、定期接種化後も住民の接種環境が低下しないように65歳からの制度ではなく全国的にも多い50歳以上の半額助成相当以上の助成制度維持を求めていくということが大事でないかなと思っています。助成していない自治体においては、定期接種化のめどがついたことから、早期任意助成開始を求めていくと、

そういったこととともに定期接種化後も65歳からの制度だけではなく全国的にも多い50歳以上の半額助成以上の制度設計を求めていくということが大事でないかなと考えているところなのですけれども、それで2回目の質問として、国の定期接種化の接種対象の方向では65歳に定めて、50歳から64歳は対象外となると見込まれるのですけれども、このことに関する砂川市の見解はどのようなものかについて伺います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 厚生科学審議会の部会の議事録を拝見いたしますと、带状疱疹ワクチンを定期接種化していくという、その際の対象年齢の検討について、50代以降で罹患率が高くなっていくと、ただ発症のピークは70代になるというデータを踏まえて、国としては対象年齢を費用対効果の観点から重視して考える。また、ワクチン接種をすることによって重症化予防を図り、医療への負担を減らしていくと、もちろんワクチンの効果は徐々に減っていく、これらのことを考えた際に65歳を軸に検討されているものと承知しているところであります。市といたしまして可能であれば幅広い年齢で定期接種化という形になることが望ましいと考えますけれども、例えばかつて高齢者肺炎球菌のときも65歳を対象年齢とし、それ以上の方については経過措置を設けるという対応がございましたので、国の考え方としてはそのようなことはあり得るものと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今部長から答弁ありました。それで、まずそれに対してですけれども、新聞報道でも具体的に4月から始める。これも検討ですけれども、検討しているということなのですけれども、砂川市として带状疱疹ワクチン接種に対する助成について定期接種化が実現するまで待つという考え、国の開始に向けてということなのですが、定期接種化が4月からになるか、実現した際に速やかにこの助成が開始されると考えてもよいのか伺います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 先般新聞報道で議員ご指摘のような内容で報じられているところでございますが、日々厚生労働省のホームページを拝見しておりますけれども、厚生科学審議会の次の会議日程等はいまだ示されていないものということで、いまだ確定的な情報というものには至っていないものと認識しておりますが、仮に定期接種化決定ということになりましたら、これは国として公衆衛生上このワクチン接種が必要なものであるという、国民の健康を維持していくために有効なものであるという位置づけになりますので、それは速やかな対応を当市といたしましても図ってまいりたいと考えておりますが、現実的にはどういった時点から助成という形になるか、そのタイミングについては今後の厚労省からの通知等によって定められていくものと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それで、1回目からも言っているのですが、定期接種の対象年齢など現段階において国で議論されているとおり決定した場合、65歳になるのではないかと思うのですけれども、砂川市としてかかる率が一番多いと言われている50歳から64歳の方も助成の対象とする考えはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 市としての制度設計については、定期接種化の確定的な情報を得てということで申し上げてございます。仮に原則65歳という形で国が決定した場合、50歳から64歳の方への対象と、その点についてでありますけれども、国が最終的に65歳と決定するその意味を改めて通知等で考えるとともに、ご指摘のとおり既に独自の助成を行っている自治体においては多くは50歳からを対象になさっているという点も承知してございます。つきましては、例えば先進自治体で50歳代の方がどれぐらい接種を受けられているのか、そういった情報も得ながら考えてまいりたいという点と、実際の接種につきましては市内の医療機関で行っていただくこととなりますので、それぞれの医療機関での対応の見込みなども教えていただきながら総合的に検討してまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 分かりました。50歳から64歳についてもどのぐらいの人が接種している実績があるのかという他市のことも見ていきながら検討することで、まず分かりました。

大きな2点目の高齢者における新たな肺炎予防についてということなのですが、RSウイルス感染症について症状なども答弁で説明していただきました。RSウイルスというものもよく知られていないようでありますけれども、私もそうでしたけれども、風邪のような症状でもあり、手洗いなどの注意が必要と言われておりまして、肺炎を引き起こすウイルスの感染症として今注意喚起されているのがRSウイルスの感染症ということですので、考えるとうちは市立病院も市内外から患者が来ておられるので、知らないうちにかかっているというようなこともあるかもしれませんし、院内感染の心配などもしてしまうのですけれども、これは対症療法というのか、風邪みたいな症状でお医者さんも分からない場合もあるみたいな、原因が分かればその薬を飲ますとか、そういうことでいいのでしょうか、なかなかそういう部分でやっかいなということもお聞きしておりますので、そこで2回目の質問になるのですが、肺炎の予防対策について市では広報すなわちのお知らせや市民からの健康相談とかの対応などで取り組んでいることはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 肺炎に特化した形での例えば広報ですとか、そういった健康相談をお受けするといった活動は特段行っておりませんが、新型コロナウイルス

の感染拡大以来、やはり日頃からの手洗いやうがい、そういったものの励行、そして日頃お会いしていない方とお会いになるときはマスクの着用が極めて有効であると、そういった一般的な感染症予防対策が結果的に肺炎予防にもつながっていくという点では随時周知を図っているところでございます。また、高齢者肺炎球菌、さらにはインフルエンザや新型コロナワクチンの接種につきましても、それが重症化したときに肺炎の予防対策になるということは、助成制度を設けておりますので、多くの皆様にご理解をいただいているものと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それで、RSウイルスの他市の状況というか、接種費用について例えば神恵内村の助成は2万6,000円かかるところを1万2,000円の負担ということで、1万4,000円の助成ということになります。小平町についても1万2,000円の負担となっているようですけれども、これは医療機関によって異なるということもあるのでしょうけれども、そこで先ほどのRSウイルスのワクチン接種に関して市内の接種費用が2万8,000円程度となっているということにも触れておりましたので、市内で何か所接種できる状況にあるかというようなこともお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 RSウイルスワクチンの接種は、市内の医療機関に確認いたしますと現在1か所の診療所でこのワクチンの接種が可能とお聞きしてございます。予約を受けてからの接種という形になるやに聞いておりますけれども、現在のところまでは接種を希望されてのお問合せ等はないということでお聞きしたところでございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 分かりました。それで、最後の質問になるのですけれども、今ほどの既にRSウイルスのワクチン接種に対する助成制度を導入している自治体があるように、高齢者の肺炎予防には大変効果があると考えられるのですけれども、当市でもその助成についての検討というのはすべきでないかと考えているのですけれども、最後にそれをお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 当市としての助成の考え方でございますけれども、既にこのワクチンの助成制度を設けている自治体にお聞きしますと、RSウイルスそのものがまだあまり知られていないように感じますということでの答えをいただいたケースもございます。ワクチン製造メーカーの調査で1回目に認知度約7%ということもお答えいたしました。RSウイルスというウイルスがあること、それが結果的に場合によっては肺炎につながってってしまうということについて、これについて知っていただくこととともに、日頃からの感染症の予防対策が有効的でありまして、例えば基本的なことですが、バランスの取れた食生活や運動、こういったものに留意していただく、それが

結果的に免疫力の向上にもつながっていくというようなことの周知に努めてまいりたいと考えておりますし、国の審議会でもワクチンについて定期接種に向けた議論がスタートしております。その中では高齢者に対してのデータが極めて乏しいというご意見も出ているようですので、今後の審議会の動向等も注視しながら、随時そういった点も把握しながらまず周知を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 辻勲議員。

○辻 勲議員 最後と言って、あれなのですけれども、分かりました。本当にコロナもまだ終息したわけでもありませんし、まだ増えているという部分もありますし、またインフルエンザ等々もあったり、トリプルのあれだとかといろいろ出てきておりますので、そういったことも含めまして周知、また要望についてお知らせしていただきながら予防に努めていただきたいと思いますので、以上で終わります。

◎延会宣告

○議長 多比良和伸君 本日はこれで延会します。

延会 午後 1時35分